

ふるさと納税販売参加利用条件

第1条(目的)

ふるさと納税販売参加利用条件(以下「本条件」という)は、本条件に同意した上で株式会社ぐるなび(以下「当社」という)に対し、第3条に定める本サービス(以下同じ)の利用に関する申込みを行い、当社がこれを承諾した者(以下「申込者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と申込者との間で適用される条件を定めることを目的とする。

第2条(利用条件の適用及び契約の成立)

1. 本条件は、申込者のうち、当社が承認した者と当社との間に適用される。
2. 本条件に基づく当社と申込者との間の契約(以下「本契約」という)は、申込者が本サービスへの参加を当社所定の申込書(以下「本申込書」という)にて当社に対し申込み、当社が当該申込みを承諾した時点で成立する。

第3条(本サービス)

1. 本サービスとは、株式会社 JTB(以下「法人」という)が提供する、ふるさと納税システム(以下「本システム」という)が連携する各種ふるさと納税サイト(以下「本サイト」という)において、寄附に対する返礼品として申込者が販売する商品(以下「本商品」という)を出品するにあたり、法人と契約する自治体(以下「自治体」という)と、申込者との間の売買契約の成立を当社が取り次ぐサービスをいうものとする。なお、当社は、第4条に定めるとおり、申込者より一部の業務を委託する。
2. 本サービスの詳細については当社が決定するものとし、当社は本サービスの内容を随時見直すことができる。なお、申込者は、複数存在する本サイトのうち、本商品を出品する対象となる本サイトを選択することはできない。
3. 申込者は、ふるさと納税の制度、本システム、本サイトの変更又は廃止に伴い、本サービスが変更又は廃止される場合があることを予め承るものとする。

第4条(当社の業務)

当社は、本サービスにおいて次に定める業務を行う。

- (1) 本サービスに関して法人との連絡窓口となり、申込者が自治体に販売する本商品の条件、販売方法等の本商品取引全般について、法人と申込者との間の調整を行う。なお、返礼品としての本商品の採用については各自自治体が決定する権限を有し、申込者は返礼品として本商品が採用されない場合があることをあらかじめ了承するものとする。
- (2) 本サイト内に掲載する本商品の情報(以下「本商品情報」という)を申込者より受領し、これを法人に提供する。
- (3) 申込者に対し、本商品に関する注文データ(本商品の数量、納期、納品場所等)を含み、以下「注文データ」という)を提供し、法人を介した自治体からの購入申込の取次を行う。
- (4) 申込者より法人に対する本商品の受注承諾の取次を行う。
- (5) 法人より本商品の代金(以下「本商品代金」という)を受領するとともに、第10条で規定する本サービスの利用の対価を控除した金額を申込者に支払う。
- (6) 法人より申込者への本サービスに関する連絡調整取次業務を行う。

第5条(申込者の業務)

申込者は、本サービスへの参加として次に定める業務を行う。

- (1) 本商品の提供可能期間において、当該本商品の在庫を確保する。
- (2) 本サイトを介して、本商品を自治体に販売する。
- (3) 第7条に定める個別契約に従い、瑕疵のない本商品を指定された納期に納品場所に納品する。
- (4) その他、上記各号を遂行するために必要な業務を実施する。

第6条(本商品の登録等)

1. 申込者は、当社に対し以下に掲げる本商品情報を当社所定の方法にて通知することにより、本サイトへの商品登録を申請する。
 - (1) 本商品の画像及び説明
 - (2) 本商品代金
 - (3) 本商品の提供可能期間
 - (4) 本商品の提供可能な数量
 - (5) 本商品の原材料及び本商品について法令によりアレルギー表示が義務付けられている場合は法令に従ったアレルギー情報等
 - (6) 本サイトに本商品の販売者として表示するために必要となる事項(法人の住所、名称、問い合わせ先電話番号又は電子メールアドレス等を含む)
 - (7) その他当社又は法人が必要と判断する事項
2. 前項の申請を受けた場合、当社は、当社での審査を行ったうえで、本商品情報を法人に通知し、自治体が行う審査の結果を受領した場合、速やかに申込者に通知する。なお、審査の結果、返礼品として採用されなかった場合であっても、当該理由を申込者に通知する義務を負わない。
3. 申込者は、本商品情報に変更又は誤りがあった場合、直ちにその内容を当社に通知しなければならない。当該通知の遅延により、当社、法人、ユーザー又は自治体に損害が生じた場合、当該損害にかかる賠償責任はすべて申込者が負うものとする。

第7条(個別契約の成立)

1. 本商品の個別の売買契約(以下「個別契約」という)は、本商品の注文データが法人より当社に到達した時点で成立するものとする。当社は、当該注文データを遅滞なく、申込者に通知する。なお、申込者は、当該注文データの内容に疑義又は異議がある場合は、注文データの到達から3営業日以内に当社に申し出るものとする。
2. 申込者は、個別契約に基づき、申込者の責任において、本商品を指定された納品場所に持参又は配送により納品するものとする。

第8条(所有権の移転及び危険負担)

1. 本商品の所有権は、前条第2項に定める納品時にユーザー又は自治体に移転する。
2. 申込者は、前条第2項に定める本商品の納品前に生じた滅失、毀損、その他の損害について、当社又は法人の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込者の負担とすることを承諾する。

第9条(瑕疵担保責任)

申込者は、本商品に瑕疵(本商品の破損、不備、欠陥(製造物責任制限法上の欠陥を含む)、腐敗、未熟、有毒・有害物質の含有又は付着、病原微生物による汚染、不潔・異物の混入又は添加、数量不足等及び第三者の権利侵害等を含み、以下総称して「瑕疵等」という)があった場合は、当社の指示に従い、以下の各号に掲げる対応をとるものとする。

- (1) 本商品を瑕疵のないものと交換する
- (2) 瑕疵等を原因として当社、法人、ユーザー又は自治体に生じた損害を賠償する

第10条(手数料及び支払)

1. 申込者は、本サービスの参加の手数料(以下「手数料」という)として、自治体と申込者との間で成立した売買契約について、本商品代金(消費税別)に本申込書に記載された料率を乗じた金額(1円未満は切り捨て)を当社に支払うものとする。
2. 手数料の支払手続きは、以下の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 法人は、本商品の納品実績を各月末日締めにて集計し、翌月末日払い(末日が休日の場合はその翌日)にて、本商品代金に消費税相当額を加算した金額を当社に支払う。
 - (2) 当社は、法人より前号の代金を受領した日の属する月の翌月末日までに、前号の商品代金総額(消費税込)から第1項で定める手数料(消費税込)を控除した金額を申込者が指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。なお、この場合の振込送金にかかる手数料は当社の負担とする。

第11条(責任)

1. 申込者は、本商品情報及び本商品の販売について、当社、法人、ユーザー及び自治体に対し一切の責任を負うものとする。また、申込者は、当社が別途規定する手順、規則に従い、ユーザー又は自治体への配送、納品を行い、遅延等が生じた場合、自己の費用負担において、当社の指示に基づき、法人、第三者からのクレーム(ユーザー、自治体を含む)に速やかに対処しなければならない。
2. 本商品の製造物責任は、申込者が負うものとし、当社は一切責任を負わない。また、本商品に起因し又はこれに関連して法人、ユーザー又は自治体と、申込者又は当社との間に生じた紛争についてはすべて申込者の責任と負担で解決するものとし、当社は一切責任を負わない。
3. 申込者が本条件に違反した結果、当社と法人その他第三者(ユーザー、自治体を含む)との間で紛争が生じた場合、当社は、申込者に対して解決のために要する費用全額を請求することができる。
4. 本サービスに起因し又はこれに関連して当社の責に帰すべき事由により申込者が損害を被った場合に、当社が申込者に対し負担する責任は、本サービスにおいて当社へ現実支払われた手数料の額を限度とする。

第12条(個人情報、営業秘密の取扱)

1. 申込者は、直接、間接を問わず本サービスから得た一切の個人情報及び営業秘密を個人情報保護法及びガイドラインを含むその関連法令ならびに不正競争防止法その他の法令を遵守し、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社が明示的に許可した目的のみ利用するものとし、当該目的以外にいかなる使用もしてはならない。
2. 前項において、申込者の責に帰すべき事由により法人又は当社に損害が生じた場合、申込者はその損害を賠償するものとする。

第13条(権利義務譲渡等の禁止)

申込者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約から生じるいかなる権利又は義務も第三者に譲渡、利用許諾、もしくは移転し、又は担保の用に供してはならない。

第14条(解約及び解除)

1. 当社は、本契約の有効期間中であっても申込者に対する通知により本契約を解約することができるものとする。
2. 当社又は申込者が次の各号に該当する場合、相手方当事者は通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 本契約の各条項の一に違反したとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき
 - (3) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立てをなしたとき
 - (4) 監督官庁から行政処分を受けたとき
 - (5) 営業を廃止したとき
 - (6) 自己振出もしくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
 - (7) 反社会的勢力との資金関係、取引関係その他関係があると疑われるとき
 - (8) 資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたとき
 - (9) その他契約の継続が困難な特別な事情があるとき
3. 前項に定める解除は、相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第15条(本条件の変更)

1. 当社は、申込者への予告なく、本条件の全部もしくは一部を変更、追加もしくは廃止することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、申込者の権利および義務に重大な影響を及ぼす変更等については、当社は、申込者に当社が適当と認める方法(管理システムに掲示、当社が送付する郵便物等の方法を含む)により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。申込者が、本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、本条件等を変更することに同意したものとみなす。

第16条(有効期間)

本契約の有効期間は、本サービスの申込日から起算して1年とする。但し、有効期間満了の1か月前までに当社及び申込者のいずれか一方から相手方に対し書面による本契約終了の申し出がない場合は、本契約は同一条件でさらに1年間継続し、その後も同様とする。

第17条(本契約の終了)

1. 申込者は、本契約の有効期間中においても、当社所定の方法に従い、申込者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の1か月前までに当社に対し、本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了することができる。但し、解約希望日までに当社の解約手続が完了しない場合は、

解約手続の完了日をもって本契約は終了する。

2. 当社は、本契約の有効期間中においても、申込者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、当該通知の到着日をもって、本契約を終了させることができる。

第 18 条(存続条項)

終了原因の如何を問わず、本契約が終了した後も、第 11 条(責任)、第 12 条(個人情報、営業秘密の取扱)、第 19 条(合意管轄)及び本条の定めは対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。但し、第 12 条の定めは、本契約終了後 3 年間に限る。

第 19 条(合意管轄)

当事者は、本契約に関する紛争について、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とことに合意する。

最終改定日 2020 年 2 月 4 日